



栃木県公報

令和8(2026)年
4月24日(金)
第699号

目次

告 示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 333
- 同..... 334
- 土地改良区設立の認可..... 334
- 道路の供用開始..... 334
- 河川区域及び河川保全区域の変更..... 334
- 県営住宅使用料等に係る公金事務の委託..... 335

公 告

- 土地改良区役員の就任..... 335
- 都市計画決定図書の写しの縦覧..... 336
- 同..... 336
- 同..... 336
- 同..... 336
- 都市計画変更図書の写しの縦覧..... 336
- 同..... 336
- 同..... 336
- 同..... 337
- 同..... 337
- 同..... 337
- 同..... 337
- 同..... 337
- 同..... 337
- 同..... 338
- 同..... 338

告 示

栃木県告示第248号

補助金等の名称等を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号）の一部を次のように改正し、令和8（2026）年度分の補助金等から適用する。

令和8（2026）年4月24日

栃木県知事 福田 富一

保健福祉部の部医療政策課の款栃木県医療機関等物価高騰対策支援金の項を削り、同款に次のように加える。

栃木県診療所等物価支援事業給付金	診療等に必要経費に係る物価上昇の影響による負担軽減を図り、もって地域の安定した医療提供体制を維持す	栃木県診療所等物価支援事業給付金実施要綱（令和8（2026）年3月30日制定）に掲げる経費	知事が別に定める額	知事が別に定める者
------------------	---	---	-----------	-----------

ることに資する。

(医療政策課)

栃木県告示第249号

補助金等の名称等を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号）の一部を次のように改正し、令和8（2026）年度分の補助金等から適用する。

令和8（2026）年4月24日

栃木県知事 福田 富一

環境森林部の部資源循環推進課の款栃木県環境学習推進事業補助金の項の次に次のように加える。

サーキュラーエコノミー型ビジネスモデル構築支援事業補助金	県内の中小企業を含む複数の企業等が連携して取り組むサーキュラーエコノミー型ビジネスモデルの創出を通じ、資源の循環利用と県内産業の成長を実現することを目的とする。	サーキュラーエコノミー型ビジネスモデル構築支援事業補助金交付要綱（令和8（2026）年4月16日制定）別表2欄に掲げる経費のうち知事が必要かつ適当と認めるもの	当該経費の3分の2以内。ただし、7,500,000円を限度とする。	取組を行う企業グループのうち、県内に事業所を有する中小企業であって、代表となって事業に取り組む者
------------------------------	--	---	-----------------------------------	--

(資源循環推進課)

栃木県告示第250号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8（2026）年4月24日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
玉田土地改良区	令和8（2026）年4月15日

(農地整備課)

栃木県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和8（2026）年4月24日から同年5月25日まで一般の縦覧に供する。

令和8（2026）年4月24日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
277	一般県道 小来川清滝線	日光市滝ヶ原4708-1から 日光市滝ヶ原4708-1まで	令和8（2026）年 4月24日

(道路保全課)

栃木県告示第252号

利根川水系に係る指定区間内の一級河川田川について、昭和46年12月1日付け栃木県告示第1055号及び第

1056号を次のように改める。

関係図面のうち、田川平面図第28号図を次のように改める。

その関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び宇都宮土木事務所に備え置いて縦覧に供する。(図面省略)

令和8(2026)年4月24日

栃木県知事 福田 富一
(河川課)

栃木県告示第253号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8(2026)年4月24日

栃木県知事 福田 富一

1 委託した公金事務の内容

栃木県県営住宅条例(平成9年栃木県条例第1号)の規定に基づく県営住宅の家賃及び割増賃料並びに県営住宅敷地内の駐車場の使用料のうち当該県営住宅を退去した者に係る未収金の徴収

2 委託を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

弁護士法人ライズ総合法律事務所

(2) 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋3-9-1日本橋三丁目スクエア12階

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日及び同項の規定による委託をした日

(1) 指定をした日

令和8(2026)年4月1日

(2) 委託をした日

令和8(2026)年4月1日

4 委託期間

令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで

(住宅課)

公 告

○土地改良区役員の就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について就任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8(2026)年4月24日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
鹿沼市 土地改良区	理 事		小森 基伊	鹿沼市塩山町177		令和8 (2026) 3.27
湯津上 土地改良区	理 事		松本 武洋	大田原市倉骨248-3		令和8 (2026) 4.1

(農地整備課)

○都市計画決定図書の写しの縦覧

上三川町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により令和8（2026）年3月31日に決定した、宇都宮都市計画地区計画（上三川インター地区計画）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和8（2026）年4月24日

栃木県知事 福田 富一

○都市計画決定図書の写しの縦覧

佐野市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により令和8（2026）年3月31日に決定した、足利佐野都市計画土地地区画整理事業（佐野田沼インター西土地地区画整理事業）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和8（2026）年4月24日

栃木県知事 福田 富一

○都市計画決定図書の写しの縦覧

栃木市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により令和8（2026）年3月31日に決定した、小山栃木都市計画土地地区画整理事業（栃木インター北土地地区画整理事業）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和8（2026）年4月24日

栃木県知事 福田 富一

○都市計画決定図書の写しの縦覧

下野市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により令和8（2026）年3月31日に決定した、小山栃木都市計画地区計画（自治医科大学地区地区計画）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和8（2026）年4月24日

栃木県知事 福田 富一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

上三川町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和8（2026）年3月31日に変更した、宇都宮都市計画用途地域の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和8（2026）年4月24日

栃木県知事 福田 富一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

足利市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和8（2026）年3月31日に変更した、足利佐野都市計画用途地域の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和8（2026）年4月24日

栃木県知事 福田 富一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

佐野市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和8（2026）年3月31日に変更した、足利佐野都市計画用途地域の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和8（2026）年4月24日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

佐野市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和8（2026）年3月31日に変更した、足利佐野都市計画地区計画（田島・船津川地区地区計画）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和 8 (2026) 年 4 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

佐野市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和8（2026）年3月31日に変更した、足利佐野都市計画地区計画（佐野田沼インター周辺地区地区計画）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和 8 (2026) 年 4 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

栃木市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和8（2026）年3月31日に変更した、小山栃木都市計画用途地域の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和 8 (2026) 年 4 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

栃木市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和8（2026）年3月31日に変更した、小山栃木都市計画地区計画（惣社東産業団地地区計画）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和 8 (2026) 年 4 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

栃木市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和8（2026）年3月31日に変更した、小山栃木都市計画地区計画（栃木インター産業団地地区計画）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和 8 (2026) 年 4 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

小山市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和8（2026）年3月31日に変更した、小山栃木都市計画用途地域の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和 8 (2026) 年 4 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

小山市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和8（2026）年3月31日に変更した、小山栃木都市計画地区計画（小山東部第二工業団地地区計画）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和8（2026）年4月24日

栃木県知事 福田 富一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

下野市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和8（2026）年3月31日に変更した、小山栃木都市計画用途地域の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和8（2026）年4月24日

栃木県知事 福田 富一
(都市政策課)
